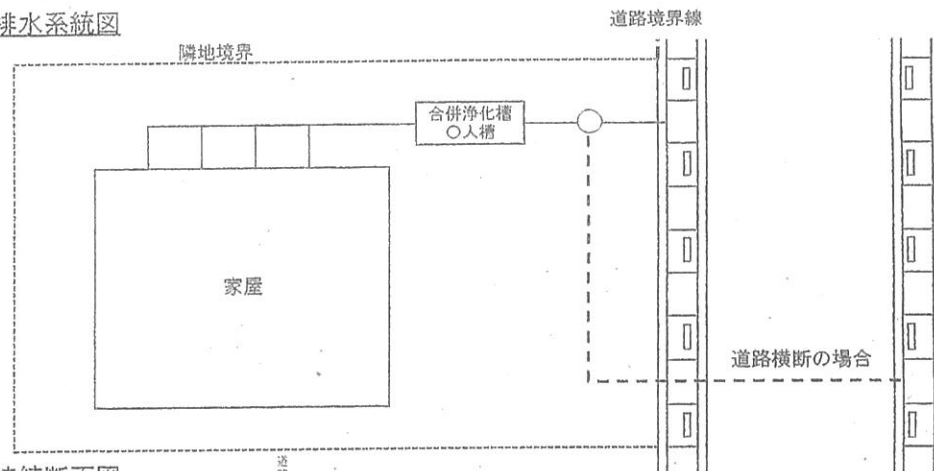


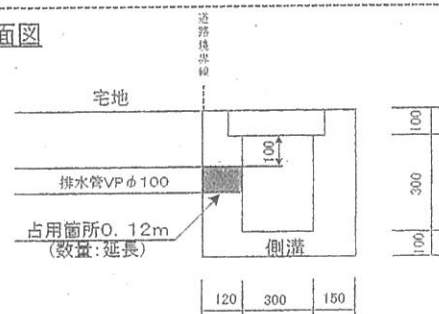
道路側溝への浄化槽処理水放流の申請書記載要領

- 申請書 ①道路占用許可申請書による。(熊谷市ホームページに申請書の掲載あり。)
- 添付図面 ①案内図 ②排水系統図(配置図) ③横断面図・縦断面図 ④構造図(断面図記入可)
⑤公図の写し ⑥保安図、舗装復旧図(道路を掘削する場合のみ)
- 添付書類 ①合併浄化槽型式適合認定書・仕様書 ②道路迂回路図・自治会長の承諾書
③流末管理者の承認書の写し(下記の区域内)
・大里用土地改良区 (Tel 521-0433)
(奈良堰・大麻生堰・玉井堰・成田堰・吉見堰・荒川左岸・御正堰)
・元荒川上流用水路土地改良区 (Tel 556-3135)
・天神河原用水組合
②水利組合の区域については管理課(旧熊谷区域)、各行政センター地域振興係
にお問い合わせください。
- その他 ①合併浄化槽の補助金制度については環境推進課にお問い合わせ下さい。
- 記入例

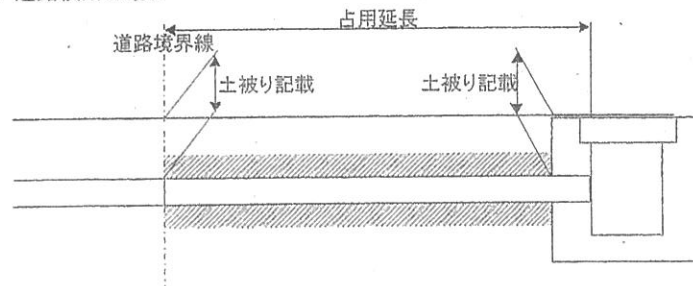
排水系統図



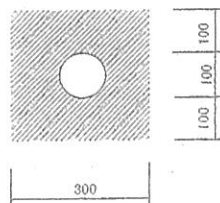
接続断面図



* 道路横断の場合



* 土被りが60cm以下の場合は、排水管を厚さ10cmのコンクリート全巻きとすること



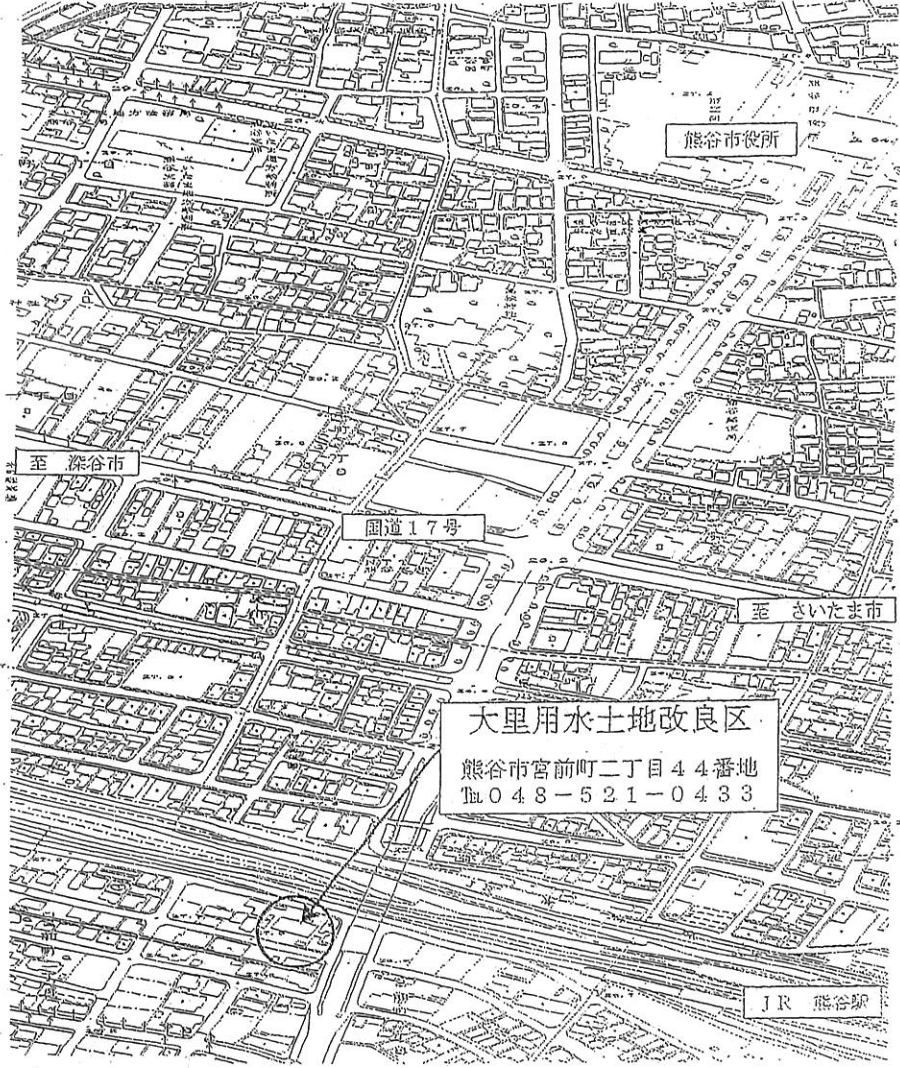
道路占用許可申請書		(新) 更: 変 指 令 熊 谷 管 理 第 号 規 新: 更 年 月 日
道路管理者 熊谷市長		宛 住所 熊谷市宮町二丁目47番地1 氏名 熊谷太郎 担当者 (連絡先) 氏名 OO事務所 埼玉 TEL 048(524)1111
令和 年 月 日		
道路法第32条の規定により許可を申請します。		
占用目的	合併浄化槽処理水放流のため	
占用の場所	路線名	市道 00000 号線 車道・歩道・その他
	場所	熊谷市 00町0100 番地先
占用物件	名 称	規 模
	排水管	VP φ100 0.12m
占用期間	令和 年 月 日から	占用物件 の構造
	令和 年 月 日まで	
工事期間	着工日から 令和 年 月 日から	工事実施 の方法
	令和 年 月 日まで	
道路の 復旧方法	原形復旧	添付書類 案内図・平面図・横断面図・縦断面図 構造図・公図写・保安図・舗装復旧

- * 記入上の注意
- 添付書類は各2部です。(道路を掘削する場合は各3部、車両通行止の場合は各6部) なお、車両通行止の場合は道路迂回路図、自治会長の承諾書が必要になります。
 - 道路を横断して排水管を埋設する時は「数量」欄に道路幅員を加算し、「工事実施方法」欄には、片側交互通行(車両通行止)と記入し、保安図が必要となります。保安図には交通誘導員・工事車両の位置・工事看板・バリケード等を記入して下さい。
 - 舗装復旧図には復旧の形(舗装幅・路肩幅等)を各所寸法明記にて記載のこと。
 - 「規模」欄には「占用物件の構造」欄と同じ内容を、数量欄には延長等を記入して下さい。
 - 「占用期間」欄は交付時に記入しますので記入しないで下さい。

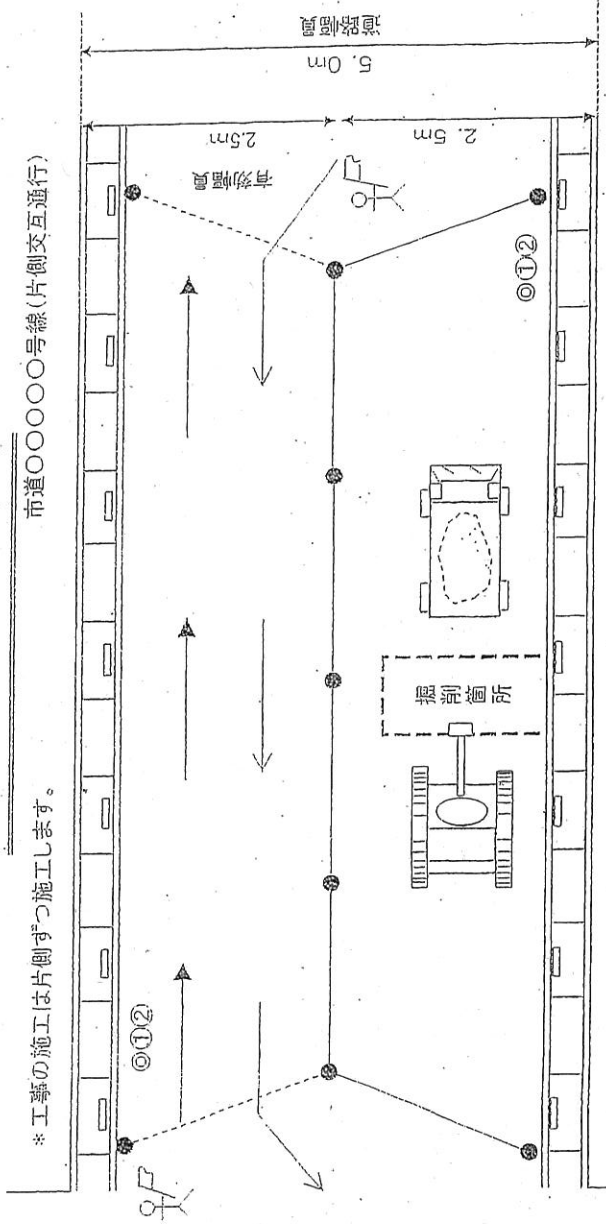
大里用水土地改良区

案内図

- 奈良堰用水路土地改良区
- 吉見堰用水路土地改良区
- 玉井堰用水路土地改良区
- 荒川左岸土地改良区
- 大麻生堰用水路土地改良区
- 御正堰用水路土地改良区
- 成田堰用水路土地改良区



保安管理図 (記載例)



* 工事の施工は片側ずつ施工します。
市道○○○○○号線(片側交互通行)

凡例	
◎ 赤色灯・照明灯	交通誘導員
— バリケード	① 工事看板
● カラーコーン	② 歩行者案内板

- ① 道路を横断で規制する場合は、片側ずつ施工し片側交互通行とする。
- ② 歩道工事のため歩道規制する場合は、バリケードで幅1mの仮設歩道を設けること。
- ③ 有効幅員W=2.0m以上無い場合は車両通行止めになります。
- ④ 車両通行止め施工する場合は、地元自治会長(区長)の承認印、車両迂回路図も作成すること。

使用料単価一覧(一時決済使用料・年額使用料)

1 一時決済使用料(一部抜粋)

(税込)

種 別	単 位	使用料 (円)	摘 要
汚水等の放流 し尿浄化槽 合併処理槽	一人槽	一時金 16,500 <i>110 * 5 ~</i>	
工作物設置	橋梁その他	1 m ² 一時金	16,500
	臨時橋梁等(仮設橋)	1 橋 月額	16,500
諸管埋設 又は 布設	外径10cm以下	1 m 一時金	11,000
	外径20cm以下	1 m 一時金	16,500

・ 出入橋をボックスカルバート等で検討する場合は、農業用水が増える5月～9月末日までの期間を避けて工事を実施すること。

・ 出入橋の有効幅は4 mまで。現況水路構造物と同じ高さと同幅にすること。

・ 埋設管は原則下越しとし、水路構造物から30 cm以上間隔をあけること。

・ 施設使用の延長や面積は、境界査定図の水路幅より算出すること。

境界査定図がない水路については、法務局備え付けの公図の写しから水路幅で算出すること。

2 年額使用料

(税込)

種 別	単 位	使用料 (円)	摘 要
汚水等の放流	工場等排水 日量1 m ³	年額 3,300	
	工場等雨水 排水 1 m ² (敷地面積)	年額 55	原則宅内処理
	洗車場施設	一基 年額	110,000
	コイン洗車 場施設	一基 年額	55,000

計算方法

・ 占用面積が1 m²未満については、1 m²とする。

・ 排水量が1 m³未満については、1 m³とする。

・ 用水路使用料の金額に10円未満の端数が生じた場合は、10円に切り上げる。

※承認書手数料は1件につき2,200円(税込み)

施設使用承認申請手続き

1. 添付書類(各2部)

委任状

案内図

法務局の公図の写し(縮尺を変更しないこと)

施設の構造図(宅地内最終樹より水路又は側溝接続断面図)

建物の配置図(排水経路・平面図・立面図)

浄化槽に関する調書・構造図

※申請者が別の所有者の土地に排水管等を埋設したり、既設管等に接続する場合は関係者の承諾書が必要です。

2. 交付までの手順

1. 施設使用承認申請提出 → 申請受付
2. 申請書審査、現地確認等 → 承認
3. 改良区より承認の連絡(代理人)
4. 納入通知書を発行 → 金融機関で使用料一時金・承認書手数料支払い
5. 収納済みの確認後、施設使用承認書を交付

※申請を受けてから1週間～10日程度で承認となりますが、特殊な場合(出入橋、工場排水等)、受付前の事前協議が必要であり、受付後も承認まで通常以上の期間を要する場合があります。

※事前協議については、排水の放流や出入橋等の設置に伴い、水路構造物や通水、農作物に影響がないか根拠となるものを提出して下さい。

3. 注意事項

- ・様式の変更により旧申請書では受付できません。
- ・建替え申請等で既存浄化槽を入れ替える場合も、新規扱いとなります。
- ・期限内に納入が確認できない場合は、取下げ手続きを行うこと。その後、使用料の納入又は取下げ手続きが行われない場合は、当改良区から承認を取り消す旨を通知します。

理事長	工務担当理事	地区担当理事	所長	副所長	課長	主任	主事

改良区用 施設使用承認申請書

使用の場所			
使用の目的			
使用の面積	占有面積（出入橋、土揚敷）	m ² ・敷地面積	m ²
使用開始予定年月日	令和 年 月 日		
使用料	施設使用並びに使用料徴収規程による		
添付書類	案内図 公図の写 施設の構造図 建物の配置図（排水経路・平面図・立面図） 浄化槽の調書・構造図 委任状		

上記のとおり貴土地改良区施設を使用したいので御承認くださるよう申請します。

令和 年 月 日

〒

住所 _____

申請人

氏名 _____ ㊟

大里用水土地改良区

理事長 夏目亮一様

電話 _____

承認書

大土第 号

下記条件を附して申請のとおり承認します。

記

- 常時通水に支障なきよう責任をもって清掃し、申請地が当改良区の管理水路に隣接する場合には、水路敷の除草などの管理を行うこと。
- 用水路への汚水・雑排水の放流については、浄化施設の保守管理を適正に実施すること。
- 汚水放流により農作物並びに第三者に損害を及ぼした場合は、直ちに放流者において処理すること。汚水の水質については、BOD 20 mg/L以下とする。また汚水放流により損害を当改良区に与えたときは、その損害を賠償すること。
- 用水路に到達する区間を道路側溝等を利用して放流するときは、当該施設管理者の許可を受けて実施すること。
- 承認物件は、当改良区が必要を生じた場合には無償にて原形に復すること。
- 名義変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
- 使用承認期間は、令和 年 月 日から承認された者が使用を中止する日までとする。
- 使用承認期間中に承認事項を変更したいときは、変更の手続をすること。
- 使用料は、一時金・年額 円とし、当改良区理事長の発行する納入通知書により期限内に納入するものとする。
ただし、合併浄化槽 1 人槽 円 × 人槽 = 円
出入橋 1 m² 円 × m² = 円
工場等排水日量 1 m³ 円 × m³ = 円
円 × = 円
- ほ場整備事業区域内については、当該事業団体の同意を得ること。
- 防災事業等により改修に支障を来たした場合は、無償にて移設又は仮移設を行うこと。

令和 年 月 日

交付用

施設使用承認申請書

使用の場所			
使用の目的			
使用の面積	占有面積（出入橋、土揚敷）	m ² ・敷地面積	m ²
使用開始予定年月日	令和 年 月 日		
使用料	施設使用並びに使用料徴収規程による		
添付書類	案内図 公図の写 施設の構造図 建物の配置図（排水経路・平面図・立面図） 浄化槽の調書・構造図 委任状		

上記のとおり貴土地改良区施設を使用したいので御承認くださるよう申請します。

令和 年 月 日 干

住所 _____

申請人

氏名 _____ ㊟

大里用水土地改良区

理事長 夏目亮一様

電話 _____

承認書

大土第 号

下記条件を附して申請のとおり承認します。

記

- 1 常時通水に支障なきよう責任をもって清掃し、申請地が当改良区の管理水路に隣接する場合については、水路敷の除草などの管理を行うこと。
- 2 用水路への汚水・雑排水の放流については、浄化施設の保守管理を適正に実施すること。
- 3 汚水放流により農作物並びに第三者に損害を及ぼした場合は、直ちに放流者において処理すること。汚水の水質については、BOD20 mg/L以下とする。また汚水放流により損害を当改良区に与えたときは、その損害を賠償すること。
- 4 用水路に到達する区間を道路側溝等を利用して放流するときは、当該施設管理者の許可を受けて実施すること。
- 5 承認物件は、当改良区が必要を生じた場合には無償にて原形に復すること。
- 6 名義変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
- 7 使用承認期間は、令和 年 月 日から承認された者が使用を中止する日までとする。
- 8 使用承認期間中に承認事項を変更したいときは、変更の手続をすること。
- 9 使用料は、一時金・年額 円とし、当改良区理事長の発行する納入通知書により期限内に納入するものとする。
ただし、 合併浄化槽 1人槽 円 × 人槽 = 円
出入橋 1 m² 円 × m² = 円
工場等排水日量 1 m³ 円 × m³ = 円
円 × = 円
- 10 ほ場整備事業区域内については、当該事業団体の同意を得ること。
- 11 防災事業等により改修に支障を来たした場合は、無償にて移設又は仮移設を行うこと。

令和 年 月 日